

高松市・香川町合併協議会会議録  
第 3 回 会 議

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日 (火)

高松市・香川町合併協議会

# 高松市・香川町合併協議会会議録

## 第3回会議

### 1 日時

平成15年11月25日(火)午後2時開会・午後3時54分閉会

### 2 場所

高松市役所11階114会議室

### 3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	吉本保久	委員	溝淵敬
委員	廣瀬年久	委員	初瀬恭次郎
委員	田中和夫	委員	北中ヤエ子
委員	山田徹郎	委員	大塚茂樹
委員	松浦可稔	委員	井原健雄
委員	菰淵将鷹	委員	鎌田郁雄
委員	御厩武史	委員	千葉規美子
委員	梶村傳	委員	石田芳直
委員	大浦澄子	委員	大野義明
委員	三笠輝彦	委員	中原禪雄

### 4 欠席委員 なし

### 5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	田中和夫(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	角田富雄	幹事	大久保正和
幹事	横田淳一		

## 6 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼計画班	森	田	大	介	
事務局次長 (調整班長事務取扱)	加	藤	昭	彦	藤	川	幸	彦
総務班長 兼計画班長	福	井	隆	調整班	澤	田	敏	男

---

## 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について
- 4 議事
  - (1) 報告事項

報告第7号 高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について
  - (2) 議案事項

議案第8号 高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について

議案第9号 合併協定項目の協議方針について
  - (3) 協議事項

協議第1号 合併の方式（協定項目第1号）について
- 5 その他
  - (1) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について
  - (2) 第2回会議における意見等の取扱いについて
  - (3) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について
- 6 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・香川町合併協議会第3回会議を開会いたします。

皆様方には、何かと御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2「会議録署名委員の指名」でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、菟淵将鷹委員さんと溝淵 敬委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について

議長（増田会長） それでは、早速ですが、会議次第の3「高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について」事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、事務局から説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会議資料の1ページをお開き願います。

資料1ページ、「高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について」でございます。

本日の会議におきましては、協議第1号として、初めて合併協定項目の協議をお願いすることといたしておりますが、協議会に提出する案件の取り扱いについて、改めて確認をしていただく意味を含めまして、説明をさせていただくものでございます。

まず、1の「合併協議会会議へ提出する案件の分類」につきましては、（1）から（3）にございますように、報告、議案、協議の3種類がございます。（1）の「報告」でございますが、報告は、既に決定しており、協議会において共通認識を要する事項や規約、規程等により会長が定めた事項などについて、協議会に説明し、委員の皆様にも共通認識を持っていただくもので、協議会としての意思決定を必要としないものでございます。例えば、協議会の規約、また規約に関する協議書のほか、事務局規程など規約や規程等により会長が定めたもの、また、合併協議会だよりの発行やホームページの開設などの事務

局からの報告が、これに該当いたします。なお、協議会へ提出する際の番号の表記は、枠囲みしておりますように、報告第何号と表記するものでございます。

次に、(2)の「議案」でございますが、議案は規約、規程におきまして会議に諮ることとされている事項などで、協議会で議決、決定をする必要のあるもので、協議会としての意思決定を必要とするものでございます。例えば、会議規程や会議傍聴規程など、規約、規程の定めにより協議会で決定すべきもの、また、事業計画や予算、合併協定項目の設定や今回議案として提案しております合併協定項目の協議方針など、協議会として決定する必要のあるものがこれに該当いたします。協議会へは、枠囲みしておりますように、議案第何号と表記して提出をいたします。

次に、(3)の「協議」でございますが、協議につきましては、合併協議会本来の最も重要な協議案件となります合併協定項目に該当する事項でございます。協議会として確認を要するもの、意思の集約を要する案件でございます。例えば、合併の方式や合併の期日、新市の名称などの合併協定項目に関する事項などで、最終的に意思の決定をするのは、両市町の議会など、協議会以外の機関が決定する案件であるという点が、議案と異なるところでございまして、協議会においては「確認」という形で意思の集約を行うこととなります。協議会へは、枠囲みしておりますように、協議第何号と表記して提出をいたします。

次に、2の「議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れ」でございますが、議案及び協議に係る意思決定等の流れを図で表示いたしております。

まず、(1)の「議案」は、原則といたしまして、提案した会議で説明をし、質疑、協議を行った後、決定をするものでございます。

次に、(2)の「協議」でございますが、協議は原則として、第1回目では案件の説明及び提案された案件の趣旨、内容等についての質疑、協議を行い、その後、各委員の検討期間を設け、次回第2回目の会議で質疑、協議を行い、意思集約を図り確認をするものでございます。

なお、2回目の会議でも意思集約ができず、継続協議となる場合も考えられます。また、下の欄外に 印で記載しておりますように、協議会で合意が得られたときには、提案した会議において、即、意思集約、確認をするという場合もございます。

以上で「高松市・香川町合併協議会会議における意思決定等について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明いたしました意思決定等についてでございますが、これにつきまして御質問、御意見等ございましたら御発言願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 会議次第4 議事

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは次に、会議次第の4「議事」に入らせていただきます。

#### 会議次第4 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の「報告事項」でございますが、報告第7号「高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について」事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、報告第7号「高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について」御説明をいたします。

資料の2ページをお開き願います。

幹事会部会につきましては、平成15年10月21日付けで設置され、先般の第2回会議において報告させていただいたところでございますが、このたび、幹事会部会規程第3条第2項の規定に基づきまして、平成15年11月7日付けで会長が部会長を指名いたしましたので、御報告するものでございます。

資料3ページをごらんください。

幹事会部会は、そこに書いておりますように、総務部会を初め、全部で17の部会がございます。部会長につきましては、幹事会部会規程第3条第2項の規定によりまして、委員のうちから会長が指名する者をもって充てることとなっております。

資料3ページから5ページにかけて、部会と委員の職名を記載しておりますが、このたび部会長につきましては、それぞれの部会において四角で枠囲みしている職にある職員、総務部会ですと高松市総務部長でございますが、を初め17部会の部会長が指名されましたので、協議会に御報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第7号「高松市・香川町合併協議会幹事会部会部会長の指名結果について」の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第7号につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第 4 (2) 議案事項

議長(増田会長) それでは、報告事項につきましてはこれで終わらせていただき、次に、会議次第の4の(2)「議案事項」に移ります。

なお、議案事項につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、原則として、本日の会議で御決定いただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第8号「高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、議案第8号「高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について」御説明をいたします。

資料の6ページをごらんいただきたいと存じます。

会議の傍聴の取り扱いにつきましては、第1回会議で御決定いただきました会議傍聴規程に基づき対応いたしておりますが、前回第2回の会議におきましては、会議開始前15分の時点で傍聴希望者が定員となり、50名ということございました。抽選により決定することがなく、全員傍聴することができましたが、それ以降にも数名の方が会場に来られたようでございます。

また、協議会の会議におきましても、委員の皆様から、できる限り傍聴できるよう配慮してほしい旨の要望や、会場に入れなかった傍聴希望者に配慮して、モニターを設置してはどうかというような御意見がございました。これらの御意見、御要望等を踏まえまして、また、両市町における会場の広さなどを考慮し、検討いたしました結果、現在の傍聴の一般席の定員を50人以内から70人以内に増員するとともに、傍聴の手続を一部変更し、傍聴希望者への適切な対応を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、6ページの下参考1、「新旧対照表」で御説明させていただきます。

この表の中では、右側に改正前の条文、左側に改正後の条文を掲載しておりまして、改正の部分にはアンダーライン、下線が引いてございます。

まず、傍聴席の区分等のうち、傍聴の一般席の定員でございますが、改正前、右側では50人以内となっておりますものを、改正後は、定員70人以内に改めるものでございます。

次に、傍聴の手続でございますが、現在、会議開始予定時刻の15分前の時点で定員を



超える場合には、くじにより傍聴人を決定するということになっておりますが、今回の改正で傍聴の定員が20人ふえることによりまして、手続に時間がかかり、会議開始時刻になっても傍聴人が決まらず会場に入れないと、そういった事態も想定されますことから、くじという方法はとらずに、受付順、先着順に傍聴証を交付しようとするものでございます。

当該議案は、以上御説明いたしました内容で、会議傍聴規程の一部を改正しようとするものでございます。なお、参考といたしまして、改正後の高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程を、7ページから9ページにかけて掲載をいたしております。

以上、議案第8号「高松市・香川町合併協議会会議傍聴規程の一部改正について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第8号につきまして御質問、御意見がございましたら、御発言願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言ございませんので、議案第8号についてお諮りいたします。

議案第8号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「合併協定項目の協議方針について」を議題といたします。

事務局から説明させます。

事務局次長 それでは、議案第9号「合併協定項目の協議方針について」御説明いたします。

資料10ページをお開き願います。

この議案は、前回の第2回会議で御決定いただきました合併協定項目、この合併協定項目に係る協議方針を定めるものでございます。

資料11ページをごらんください。

合併協定項目の協議方針につきましては、合併協定項目を協議、調整するに当たりまして、どのような考えをもとに協議するかという基本姿勢、基本原則を定めたものでございます。

まず、1の「基本的考え方」でございますが、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と、新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合、調整を行うこととするものでございます。

次に、2は「基本原則」でございます。

まず、1番目の原則は、「一体性確保の原則」でございます。合併後、住民生活に支障が生じることがなく、速やかな一体性の確保を図ることができるよう協議を行うものでございます。

2番目は、「住民福祉向上の原則」でございます。住民が合併のメリットを感じられるよう、住民サービス及び住民福祉の向上に努めることを基本として、協議を行うものでございます。

3番目は、「負担公平の原則」でございます。住民負担や行政サービスの格差がある場合には、負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めることを基本として、協議を行うものでございます。なお、合併後にサービス負担の急激な変化に対する緩和措置等につきましても、十分な配慮をし、調整をするものでございます。

次に、4番目は「健全な財政運営の原則」でございます。合併後の健全な財政運営に資することに配慮をし、協議を行うものでございます。

5番目は、「行政改革推進の原則」でございます。行政改革推進の視点から、各種の事務事業が効率的、効果的に実施されるよう総合的な見直しを行うことを基本として、協議を行うものでございます。

以上、簡単ですが、議案第9号「合併協定項目の協議方針について」の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました議案第9号につきまして、御質問、御意見等ございましたら発言を願います。

はい、どうぞ。

松浦委員 香川町の松浦です。

この協議会とは、直接関係ないかもわかりませんが、高松市側の方は、ほかの町との合併協議会、窓口一つです。私たちは、1対1でやって、ほかの協議会との様子は全然わからないわけございまして、他町との合併協議会との整合性を求めるということを入れてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 事務局から説明をさせていただきますが、ただいま御意見いただきました、高松市とほかの町との合併協議会との整合性という考え方でございますが、この協議方針ということは、これから高松市と香川町との合併協議を行うための基本的な考え方ということでございまして、具体的にこの協議方針を決めていただきました後、それぞれの行政制度とかサービス等についての事務事業、行政制度等の調整を行うというようなことになろうかと思えます。それにつきましては、合併の方式が決まった後で、調整方針というものを、また改めて提案をさせていただくということになろうかと思えます。

したがって、この協議方針というのは、その前段の部分での基本的な考え方でございまして、これにつきましては、ただいま御指摘いただきましたけれども、塩江町との合併協議会、あるいは全国的な他の合併協議会における表現と同様でございまして、特に高松市及び香川町の合併協議会において、それと異なる表現をしなければならないという積極的な理由がないこととございまして、このような基本的な考え方及び基本原則を提案をさせていただいたところでございます。

他の合併協議会との整合性というふうなことににつきましては、この協議方針を決める以前の問題、あるいは協議方針を踏まえてのこれから後の具体的な協議に当たっての問題になろうかというふうに、事務局としてはそのような理解をいたしておりますので、その点御理解をいただきたいというふうに思えます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

松浦委員 そうすると、今後の協議の過程で出てくるということですか。

事務局長 当然、高松市の立場での御意見だろうと思えますが、高松市の立場といいですか、高松市がいろんな町との合併協議を行うに当たっての整合性ということとございまして、高松市としての合併協議に臨む姿勢ということになろうかと思えますので、その点については、これから後の具体的な協議項目の協議、調整の段階で、高松市側として配慮されるのではないかな、というふうに思っております。事務局としては、そこまで立ち入って発言することはできないのではないかな、というふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

菟淵委員 菟淵です。

今、松浦委員さんの方から、整合性についての御発言がありましたけれども、当然どここの町とはこんな話して、また別の町とはこんな別の取り組みをするというようなこと

は、とても考えられんことでありまして、十分そういった整合性に富んだ話し合いが、各町と行われるものと私は思っておりますし、そうしていかなければならんと思っております。以上。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 今の関連も多少触れたいんですが、整合性については、市側の問題、課題だという事務局の答弁だったかと思うんですけども、やはり合併を目指す限りは、合併を目指す全自治体、現在で言えば、すべてのところへかかわってくる問題です。そういうことから、できれば基本原則の中にもそういった整合性を目指すというところの意味合いのものが、一文必要でないかと思いますが、先ほど、松浦議長からあったことと同じになるんですけども、これは単に答弁の中では、市側の問題というふうに、事務局としては立ち入るべきところではないけれども、市側の問題というふうに認識されている、ということでしたが、それはやはりちょっと改めてもらう必要があるんじゃないかと思います。

それと、もう一点ですけども、一点というか、この全体にかかわるんですけども、負担もサービスもすべてが一体性のものという内容に、全体の流れとしてなってると思うんです。その場合、例えば負担の問題でいいますと、町民税関係、あるいはその他のサービスの料金の問題、多少やはり格差があるわけで、これが一挙にということになると、香川町の中の、今不況の状況の中で、もしそういうことになりましたと、香川町の業者関係でも負担がそれほどふえると、業者として成り行きにくいという課題も出てくるかと思うんです。

そういうことから、そういった場合の特例措置、事務局の方からも多少触れられてはいましたけれども、そのことが協議の内容によってはあるということ、負担が全く対等な形の負担で、原則としてはそうであっても、変わってくる場合があり得るということ、やはりはっきり確認をしておきたいと思います。その点、いかがでしょうか。

議長（増田会長） その件について、ほかに何か御意見ございますか。

はい、どうぞ。

三笠委員 大塚委員さん、解釈として、これは一体性というのは今おっしゃるような全部すべてが包含されたことですから、この問題というのは。だから、当然その制度上の問題や負担の問題、サービスの問題、いろいろ個々に対してのあれは協議会のその中で、部

会なり幹事会の中で当然議論されていくべき問題で、この一体性の中で、すべてそれが含まれておりますので、これは、その中で協議される、当然協議されてしかるべき問題じゃなからうかというふうに我々はまた理解しとかなんだら、大塚委員さん、いかんだらうと思うんで、そこら辺はひとつ、十分その中で御議論をいただきたいというふうに思いますがね。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

廣瀬委員 高松市の廣瀬でございます。

今の高松市と香川町の合併協議会の中のこの方針として、他の町との合併の整合性を図ると、高松市の姿勢としては、そういうことをここに、今後やる場合、また塩江とやる場合、やっておるわけですが、この協議会の議案の中に、他の町のことにかかわるような問題は、この協議会では、表現するのは非常に難しいんでないかと、高松市の姿勢として香川町と同じような考えで整合性を図りながら、塩江町との合併協議会、また、今後できた場合に、そういう整合性を図りながら同じ姿勢で臨んでいくということで、他の町との関係について、この議案の中で拘束するというのは、非常に難しいんでないかと、このように思います。

議長（増田会長） ほかにございますか。

事務局から。

事務局長 事務局から、大塚委員さんの後段部分の御発言につきまして、ちょっと改めて説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、協議方針というのは、基本的な考え方、基本原則ということでございまして、どのような基本姿勢でこの合併協議に臨むかということを決めるものでございます。

御承知のとおり、合併というものは、複数の異なる自治体が統合されるということでありますので、その最大の目的と言われる、名実ともに一つの自治体になるためには、1番目の一体性の確保を図ることが不可欠であるということになります。

それから、合併協議に当たっては、関係市町の行政制度やサービスが異なる場合がありますので、基本的には、2番目の住民サービスや福祉の向上につながる合併を目指さなければならぬということになります。

また、合併対象地域間における平等な取り扱い、という大原則に立って、最終的に3番目の項目であります行政格差が生じないように配慮することが、当然、必要になるわけがあります。

さらに、これらの合併に当たっては、住民のための合併ということが大前提でありまして、将来的なまちづくりの展望に立って、4番目の健全な財政運営はもとより、合併の効果であります行政コストの低減による住民サービスの向上という観点に立って、5番目の行政改革を進めていくことが必要となるわけでございます、これらを5つの原則としてまとめているところでございます。

この協議方針は、基本姿勢というようなものでありまして、今後、両市町の異なる行政制度やサービス、事務事業などについて、どのように調整していくかという行政制度等の調整方針をまとめることとなります。この調整方針については、例えば、両市町ともに制度はあるけれども、その内容が異なる場合、あるいは、一方にあって一方にない場合などの、各パターンごとに基本的な調整方針を定めるものでありますが、これについては、先ほど説明いたしましたように、合併の方式によって対応が変わってきますので、今回は提案をしておらないということでございますので、改めて説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） 以上のようなことで、御理解いただけましたでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ほかにないようございまして、それでは議案第9号についてお諮りいたします。

議案第9号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議ございませんので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

会議次第4 （3）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の4（3）の協議事項に移ります。

なお、協議事項につきましては、冒頭に御説明いたしましたとおり、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では提案及び協議事項についての説明等を行い、次回の第4回会議において、改めて質疑及び協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）について」を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、協議第 1 号「合併の方式（協定項目第 1 号）」について、御説明をいたします。

資料の 1 2 ページをお開き願います。1 2 ページでございます。

ここには、協議第 1 号という表記をいたしておりますが、先ほど来、御説明いたしましたとおり、この合併協定項目につきましては、協議会で意思集約が図られた、協議が調ったものを、決定ということではなくて、確認をするという取り扱いをするものでございます。

また、1 3 ページの枠のすぐ下側に、平成何年何月何日確認というような記載がございますが、ただいま申し上げましたように、それぞれの合併協定項目につきまして、協議が調った日を記入するものでございます。

1 2 ページへ戻りまして、協定項目の後ろ側に括弧書きで記載をいたしております、協定項目第何号という番号。今回の例で言いますと、合併の方式（協定項目第 1 号）の、この第 1 号は、合併協定項目に固有の番号でございまして、協議を進めていく中で最後まで変わるものではございません。

それでは、協議第 1 号について御説明をいたします。

合併の方式についてでございますが、合併の方式につきましては、今後の合併協議の基本となる項目でございまして、これにより各種の行政制度、事務事業の調整方針や、新市建設計画の策定方針などが決まるほか、多くの合併協定項目の協議に移ることができる基本的な項目でございます。

提案内容を説明させていただく前に、新設合併と編入合併について、先進地域の事例を含め、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

資料 1 5 ページをお開き願います。

1 5 ページは、新設合併と編入合併の比較でございます。この表は、第 1 回会議の参考資料として提出、説明をさせていただいたものでございまして、本日はその概要を説明させていただきます。

新設合併と編入合併の大きな相違点は、新設合併の場合は、合併関係市町、高松市と香川町の法人格が消滅するのに対しまして、編入合併の場合は、編入する市町の法人格は継続し、編入される市町の法人格が消滅する点でございます。この法人格の消滅によりまして、市町の長、議会の議員、農業委員会の委員、特別職の職員は失職をいたしますほか、条例や規則が失効することとなりますので、方式の決定は、今後の合併協議に大きく影響

するものでございます。

また、建設計画作成におけます対象の区域でございますが、新設合併の場合には、新市の全域が対象となりますが、編入合併の場合は、少なくとも編入される市町の区域に係る計画を作成する必要があるとされております。このように合併の方式は、今後、合併協定項目に関する協議を行うに当たりまして、合併特例法の適用を初め、その取り扱う内容が異なってくる最も基本となる事項でございます。

次に、16ページをお開き願います。

16ページでございますが、ここには参考資料といたしまして、これまでに合併をいたしました市町村のうち、左側の新設合併につきましては、福岡県の宗像市、静岡市、山口県の周南市、長野県の千曲市、長崎県の五島市、また、右側の編入合併につきましては、新潟市、つくば市、福山市、呉市、新居浜市の、それぞれ5つの先進地域の事例を紹介いたしております。新市の名称のほか、合併関係市町村、人口、面積、合併の期日を記載いたしております。なお、人口につきましては、平成12年の国勢調査のデータを記載いたしております。

以上が先進地域の事例でございます。

恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。12ページでございます。

この合併の方式につきましては、事前に関催した幹事会で協議、調整を行いましたが、合併協議の基本的かつ重要な項目であり、さまざまな情勢を踏まえ、幹事会として一つの案としてまとめることは適当ではないという判断をいたしましたことから、この案件につきましては、新設合併と編入合併の両案を提案させていただき、御協議していただくこととしたものでございます。

それでは、まず案1について御説明をいたします。

資料13ページでございます。

案1は、枠の中に記載しておりますように、「高松市及び香川郡香川町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」と新設合併の方式を提案するものでございます。下に記載しております考え方、これは先進地域の事例を参考に合併の方式に関する一般的な考え方を、高松市、香川町両市町に当てはめたものでございますが、考え方といたしましては、「平成の合併では、地方分権の進展に伴い、地方自治のさらなる確立のため、合併により今までの概念にとらわれない新しい地域を創り出していくことが求められている。このようなことから、新市を一体のまちとみなし、新市の均衡ある発展を



目指すためには、対等な立場に立って、合併特例法のメリットも踏まえる中で、総合的・一体的な視点から公正・公平な合併の協議をすることにより、両市町が有する優れた地域特性や歴史文化を生かしつつ、さまざまな都市機能や都市サービスを相互に連携・補完する魅力あるまちづくりにつながるものと判断し、現在の高松市と香川町の区域をもって新しい市を設置する「新設合併」を選択することとする。」というものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

14ページは、合併の方式についての案2でございます。

案の2は、枠の中に記載しておりますように、「香川郡香川町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。」と編入合併の方式を提案するものでございます。その考え方といたしまして、「高松市と香川町の人口を初め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の香川町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。」というものでございます。

以上で、協議第1号「合併の方式（協定項目第1号）について」の説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第1号につきましては、先ほど申し上げましたように、次回会議において改めて協議を行うこととなりますが、案件の趣旨や内容等について御質問等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。

最初に、私がこの協議会で事務局に対して、合併に関して両市の資料とか何とかいろいろ出してくださいとお願いしました。その項目に関しては、約2,000項目あるというお返事というか、回答をいただいて、そのことを一つ一つ数字を上げて、合併したらどうなる、この合併方式ではどうなるとか、しなかったらどうなるというのは、もう資料を参考にして云々っていうのは、私の頭では不可能に近いんじゃないかと。数字的なものは、

かなり変動する可能性があると思いますので、より具体的に合併をどうするかということに協議に入るのであれば、それぞれ皆さん方が、合併、こういう方法、方式で合併した場合はこうなるんじゃないかとか、それは困るとか、こういう点は疑問だとか、この点が不安だというのがあれば、そういうことを、もうこの場でお出しただいて、そのことについて、具体的に一つずつ協議とか何とかして、その協議していく段階で、事務局からそれに対する資料としてはこういうものがありますというふうにお出しただければ、よりわかりやすく話が進めていただけると、私自身の能力では。

それと、もう一つ、後で御報告いただけると思うんですが、前回の会議で、傍聴人の方が何か御意見をお書きいただいているということなので、そのことに関しても、住民としてどういうことを不満とか、不安とか、わからない点というのを考えておられるかというのもあわせて、この場で取り上げて、一つ一つ協議していただきたいなというふうに考えております。

議長（増田会長） ただいまの件について事務局から。特になかったら、私の方から言おうか。

事務局長 ただいまの御意見につきましては、事務局から説明するようなことはなかるうかなというふうに思うんですが。

議長（増田会長） じゃ、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村ですが、千葉さんの意見は、今、やっぱりデッドロックに乗り上げたような感じを持ってらっしゃって、そういう話になったんだろうと思うんです。要するに、ここに合併の方式について、編入でいくのか、あるいは対等合併の方式をとるのかということ、並列の意見として出さざるを得ないというところに、この協議会が持っている悩ましい問題があるんで、そこで千葉さんのような御意見が出てざるを得ないということになるんです。

だけど、私はもともとこの合併協議会が、香川町内の町民の皆さんの過半数、言うなら過半数であったとしても、半数以上の方々の、署名でもって住民発議で設置された合併協議会であるということ踏まえるならば、何とかして合併協議会の協議がルールに乗るといいですか、協議が前へ向いて一段と進んでいくという段階は、やっぱり踏まえにゃいかんというふうに思うわけです。

ですから、今、千葉さんが問題提起されたサービスのとか、行政サービスの差異の問題なんかについては、たとえ1,800あると2,000あると、やっぱり主だったも

のだけでも、この前、幾つかの何か例を言いよりましたですね、例えば、1市5町で研究会をつくったときの項目に従って、その資料を出すにしても2カ月ぐらいはかかると言っていましたから、私はそれは12月の次の段階で資料としてももらえるという期待はしてあるんですが、ただ、ここで協議会に並列意見を出さざるを得なかったというのは、この協議会に合併方式について、幹事会で意見がまとまらなかったということは、非常に残念なことだと思います。これ残念なことだけでも、並列意見で出した以上、やっぱりお互いに論議をしていかなきゃ、これはもうやむを得ない話でありますから、ぜひ、私としては、みんなの思いを出すということよりは、合併の方式について、次の機会に論議をすれば、この際、なぜ編入合併を主張するのか、なぜ対等合併を主張するのか、というお互いの意見を、一応お互いに言っていただいて、そのことを持ち帰って、次の段階でやっぱり協議をしていくという形でいって積み上げないと、そのところは協議が前へ向いて階段を上がっていくとか、前進をしていくということにならないのではないかというふうに思うんです。

ですから、思いのたけをというんじゃなくて、できればこの合併の方式について、どうように考えているのかということをお互いの立場でお互いが意見を用意し合うと、サービス問題は次期の段階で、サービスの検討をしていただいておりますことが出てくるというふうに考えるんで、もしよければ、そういうような方式で、この協議を進めさせていただければ、前向きになるんじゃないかなというふうに思っています。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。

思いは、一緒なんです。ただ、それが最初からの会議で、合併を住民投票で、そういう希望が多かったから、この協議会が立ち上がったにもかかわらず、何ていいますか、合併はしないと、明らかに反対という意見をかなり述べておられたので、それじゃなぜ反対なのか、なぜ合併に向けて協議ができないのかと言えば、合併したらこうなるとか、そういうやっぱり不満とか不安があたりだから、そういう発言になったと私は考えました。

ならば、それをこの場で出していただければ、そのことについて、じゃどう対応、どういうふうに持っていけば、同じ方向を向いて協議がしていけるのかなと思って、さっきの発言をさせていただいたわけです。だから、考え方としては梶村委員さんと基本的には一緒なことです。

以上です。

議長（増田会長） まさにそういうことで、それについて次回以降、具体的にしっかりと議論をする場にしたいと、こんなふうに思うんですが、どうぞ。

大野委員 香川町の4号委員の大野でございますが、この件につきましては、全体的に考えてみましたら、鶏が先か、卵が先か、というような感じがせんでもございませぬ。本日の会議におきまして、冒頭に報告と議案と協議というふうに整理されて審議が進むと、なお私らが理解しますのは、これ以外にもその他という項目も入るのではなかろうかと思うんですが、今言われましたことは、その他の部類に入るようなことであって、鶏が先か、卵が先か、この協議の本日は提案、質疑ということだけにとどめるべきではないかと思うんで、本論は次回に任せて議事進行をしていただきたいと思ひます。

議長（増田会長） いやいや、そういうことで私、今申し上げたんで、具体的には次回でやりますんで。

梶村委員 高松の梶村ですが、そういう意見があるとすれば、協議が、そりゃ次の回に譲っても結構なんですよ。けども、さっき言いましたように、いろいろと次の回に議論ができるような素材を、お互いが出し合うということも必要でないかということで、私は提案させていただきましたが、そのことがもしできないとすれば、この際、私はやっぱり事務局にちょっと質しておきたいことがあるんですよ。

例えば、この際だからちょっと説明していただきたいんですが、先ほどの説明事項で、静岡とか他市の例で編入合併だとか対等合併だとかという地域の説明がありましたですね。そこを見ると、静岡とかその他のところは、協議会が設置されてから3年とか5年とか4年とか、相当期間たって合併が成立してるわけですね。今回は、やっぱりできれば17年4月に向けてということがあります。それは、少しずつ込んででもやむを得ないと思ひますが、いずれにしても対等合併と編入合併をした場合に、その論議をするときにどういうふうになっていくのかと、対等合併の協議を進めていくのも一つの方策だし、編入合併を進めていくのにも一つの方策である、どちらでも協議は進めていくわけですね。

ただ、私は、例えばこれは余計なことなんですが、市庁舎の位置だとか、あるいは名前だとかというふうなことだけで、もう協議会がぶれるというか、協議会の溝が深まると、深くなって離脱するとか何とかって話他市にはいっぱいありますから、そういうものは避けなきゃいかんと思ひますよね。

ですから、結局は私が聞きたいのは、この際、対等合併でも編入合併でも、ずっとしていくのはいいとしても、またそれを次の機会に論議するとしても、やっぱり事務量って

うのは、私は随分変わるんでないかと思うんですよね。対等合併と編入合併とでは、作業が、例えば、さっきちょっと話が出ましたように、税金が違う、税金が違うというやつで、税の賦課のやり方が違うとなれば、それをやっていくのにどちらの方の形にそろえていくか、どういうようになっていくかと、対等でいく場合と編入でいく場合は、全然協議が、量と協議すべき項目とそのエネルギーと、それが全然違ってきます。ですから、事務局の方も私は大変になるんだろうと思うんです。だから、そのこの違いのところだけは、この際、論議の前提として、ぜひひとつ御説明いただいた方がいいんじゃないかというように思いますので、追加して御説明いただけないでしょうかね。

議長（増田会長） それじゃ、事務局からどうぞ。

事務局長 事務局から説明させていただきたいと思いますが、ずばりの説明ができるかどうかちょっとわかりかねますが、例えば合併の方式によって、どの程度の事務量に差があるか、あるいは期間に差があるかというようなことですが、その前段として、まず先ほどちょっと出ましたけれども、この合併協議会は住民発議によって、最終的に住民投票によって設置された協議会ということでございますので、当然、合併特例法に基づき、ずばり、それに基づく合併協議会ということでございますので、合併特例法というものを念頭に協議をしていく必要があるかと思えます。ということは、合併特例法の期限というものを十分に認識しておく必要があるというふうに考えられます。

そういうことで、じゃ合併協議がどの程度の期間必要かということになるかと思えますが、これも大ざっぱなことですが、合併の方式が編入合併の場合につきましては、特定の市、ただいま御提案させていただいているのは、高松市が編入する立場ということでの提案でございますので、高松市の事例をベースとして、それを基礎として、それと異なる部分についてどのように対応するかということも協議をしていくと、そちらに重点を置くことができる。それから、新設合併の場合は全く同列でございますので、すべてにゼロベースからどうするかということも協議していくということになるかと思えます。

そのようなことから、全国的な事例等を今ちょっと思い浮かべますと、協議期間の長さ、事務量、作業量ともに編入合併と新設合併と比べれば、新設合併の方が2倍から3倍ほどかかるのではないかなというふうに考えられます。

そのようなことで、果たして合併というものは、住民にとってメリットがなければなりませんので、できる限り手間と金をかけない方式ということであれば、短い期間でという

ことになろうかと思っております。それと合併特例法のメリットを受けられるかどうか、合併ということによって、どのように対応していくかというのは、合併特例法の適用を受けるか受けないかは別にして、ほとんど同じでございます。合併特例法のメリットを受ける場合は、それだけ財源的に有利になるということでもあります。その特例法のメリットを受けない合併を選択する場合、合併特例法の期限後の合併を念頭に協議するとすれば、それらは住民の負担によって賄うというようなこととなりますので、そのようなことを念頭に、合併の方式あるいは合併の協議というものを考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

梶村委員 何回もしゃべって申しわけないですが、もう一回だけ。

よくわかりました。したがって、これからいくとやっぱり協議の方針を議論せざるを得ないと思っておりますので、きょうもそれぞれの立場で御意見出し合うというんなら出し合ってもいいし、そりゃ議長さんにお任せしますが、いや、次の回にしようじゃないかという大野さんの御意見もありましたから、そういうことでいくんならいくにしても構いませんが、いずれにしても、このところはお互い論議をして、忌憚のない意見の交換をすることにしたというふうに私は思いますが、ほかの方の御意見もお聞きしていただければと思います。

菟淵委員 高松の菟淵です。

さっきの協議の中で、質疑、協議も入っておると思う。僕は、そういうふうに解釈させていただいてとんで、次回、2回目でいろいろ協議事項は質疑、協議 提案だけ、今回しとって、次に質疑、協議するというふうに僕は解釈してないんで、この第1回目の協議事項ですから、十分質疑、協議して構わんと思って、僕はそういうふうに認識しとんですよ。その点、ちょっと皆さんで統一しておきたいと思うんです。余り時間かけて、もう次、次というて高給取りみたいな話し合いはやっぱり避けるべきだと思うんですよ。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町議の初瀬でございます。

先ほど菟淵委員さん、梶村委員さんから御意見が出ておりますけれども、私も、もうきょうこの場で、ある程度大枠を決めるといいますが、先ほどもおっしゃいましたように、この問題については、相当協議を重ねなくちゃいけないというようなことで、骨格だけでもここで十分話し合っ、ある程度の方向づけはしとく方に、いく方がいいんじゃないかと、このように御要望をいたしておきます。

議長（増田会長） 要望はわかりますが、先ほど来説明しておりますように、きょうは私どもとしては、そういうことはありません。次からの進め方等であれば、ここで話しとって見えが、内容にまでは入りません。内容は、次回から入らせてもらうということでございますので、それ以外で何かございましたら。

もうこれは、こういうことでよろしく願います。じっくりとこれをやらにゃいかんということですので、ですから先ほどありましたように、どちらの立場からでも結構ですから、じゃなぜそうなのかということをお次回じっくりと意見交換していくのが一番よろしいと思いますので、その方向でよろしく願います。ちょっと時間の都合もございまして、そういうことでして。

それでは、特にこの件についてございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第1号につきましては、会議規程の定めにより次回の第4回会議において改めて質疑及び協議を行い、意思集約を図っていきたく存じますので、よろしく願います。

会議次第5 その他（1）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 次に、会議次第5の「その他」でございますが、まず（1）の「合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について」事務局から説明いたさせます。

事務局次長 それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、会議資料とあわせて配付をいたしております第3回会議の参考資料というのがございます。参考資料の方をごらんいただきたいと存じます。参考資料でございます。

まず、表紙に目次がございます。前回の会議で御承認いただきました合併協定項目のうち、表紙にございますように、第2号から第10号まで、及び第25号の合計10の項目につきまして、高松市・香川町両市町の現況と先進地域の事例を掲載いたしております。これらの協定項目につきましては、今後、協議が調ったものから正式な協議事項として提案し、詳しい資料に基づきまして御協議をいただくということとなっておりますが、今回、あらかじめ認識を深めていただくということで、現況と先進地域の事例を紹介させていただきますものでございます。

まず、参考資料の1ページをお開き願います。

1ページでございますが、この資料は、先進地域の事例として、最近合併をいたしました市及び総務大臣の告示がありました市につきまして、人口規模等を考慮して、新設合

併、編入合併、それぞれ5市ずつ抽出をいたしまして、合併の基本事項であります合併の期日を初め、新市の名称、新市の事務所の位置につきまして整理をいたしたものでございます。

まず、「合併の期日」でございますが、合併の期日決定におけます留意事項といたしましては、合併協定項目の調整や建設計画の策定作業、またこれらを実施に移すための事務処理や事務引き継ぎなどの期間を総合的に勘案して判断する必要があります。特に合併による法人格消滅に伴う決算につきましては、出納整理期間がなく即日決算であるということ、こういったことも考慮する必要があります。さらに、合併特例法の適用期限にも留意する必要があります。

先進地域の事例でございますが、大半の8市が月の初日、合併の期日を見ていただきますとわかりますように、月の初日1日に合併いたしておりまして、中でも年度当初4月1日に合併した事例が4市ございます。なお、月の初日以外を合併期日とした市は2市ございますが、いずれも休日明け、休み明けに合併をしており、また、年度当初以外の月の初日を合併期日とした場合も、休日や祝日明けとなっております。これは、電算システムを円滑に稼働させるために合併期日を休み明け等に設定いたしまして、休日を利用してシステムの移行、検証作業を行う必要があることなどを考慮したものでございます。

以上が「合併の期日」でございます。

続きまして、「新市の名称」でございます。

「新市の名称」につきましては、合併の方式によりその取り扱いが異なります。新設合併の場合は、関係市町村が廃止されますため、合併後の市の名称を定める必要がありますが、編入合併の場合には、通常、編入する市町の名称となります。先進地域の事例で申しますと、新設合併の5市のうち、人口規模の大きな市の名称としたものが宗像市と静岡市の2市、新たに市の名称を定めましたのが周南市などの3市でございます。また、編入合併の場合には5市とも編入する市の名称となっております。

次に、「新市の事務所の位置」でございます。

「新市の事務所の位置」につきましては、新設合併の場合には、新たに事務所の位置を定める必要がありますが、編入合併の場合には、通常、編入する市町の事務所の位置となります。先進地域の事例でございますが、編入合併の事例の下側に記載しておりますように、10市すべてが人口規模の大きな市の事務所の位置といたしております。

続きまして、2ページをごらんいただきます。



2 ページは、「財産の取扱い」でございます。ページの一番下の概要の欄をごらんいただきたく存じます。

合併に際し、財産処分を必要とするときは、協議して定める必要がございます。原則として、合併関係市町、高松市及び香川町が所有しております土地、建物、債権、債務などの財産はすべて合併市町、新設合併の場合は新市、編入合併の場合は編入する市町が引き継ぐこととなりまして、公の施設についても合併市町の公の施設として設置していくこととなります。

ただし、その財産を合併市町に引き継ぐことが適当でない、特別な事情がある場合には、協議により地方自治法の規定に基づきまして財産区を設置することもできます。

ここで、お断り申し上げますが、編入合併の場合の説明におきまして、編入する市町、編入される市町という言葉が出てまいります。わかりにくいかと存じますので、先ほど提案されました編入合併の方式を念頭に、適宜、編入する市町を高松市、編入される市町を香川町として御説明させていただきたいと存じますので、御了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

そのようなことで、「財産の取扱い」におきましては、新設合併の場合、両市町の財産は新市が引き継ぐことになり、編入合併の場合、編入される市町、香川町の財産は編入する市町、高松市が引き継ぐことになるものでございます。このような財産の処分につきましては、協議会での協議を踏まえて両市町の議会の議決が必要となります。

上の現況欄をごらんいただきます。

ここには、平成13年度決算におきます両市町の財産の状況を記載しております。土地、建物のうち行政財産、普通財産、それと有価証券、出資による権利、債権、基金につきまして、それぞれ両市町の現況を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。その下に、先進地域10市の事例を紹介いたしております。すべて新市または編入する市に引き継ぐことを基本といたしております。

以上が「財産の取扱い」でございます。

次に、3ページをお開き願います。

3ページは、「地域審議会の取扱い」でございます。

先に、4ページの「地域審議会について(参考)」という記載をごらんいただきたいと存じます。

そこに書いておりますように、地域審議会と申しますのは、合併に伴う行政区域の拡大

等により、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があることなどを踏まえ、平成11年の合併特例法の改正により制度化されたものでございます。この地域審議会は、合併関係市町村の協議に基づき設置できる、地方自治法に基づく合併市町村の長の附属機関でございます。

まず、(1)の「期間」でございますが、期間につきましては期限を定めて設置しなければならないこととなっております。

次に、(2)の「区域」でございますが、旧市町村の区域を単位とするものでございます。

次に、(3)の「任務、役割」につきましては、合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項について、合併市町村の長に意見を述べることとされております。具体的には、その地域の実情に応じて判断をされるべきものでございますが、一般的には、合併市町村の長の諮問に応じる事項といたしましては、市町村建設計画の変更や執行状況、基本構想、各種計画の策定変更などが考えられ、また意見を述べる必要と認める事項としては、公共的施設の設置、管理運営、福祉、消防等の施策の実施状況などがあるとされております。

(4)の「組織、運営」につきましては、関係市町村の議会の議決を経て関係市町村の協議により定めることとされております。このように、地域審議会を設置するかどうか、また設置する場合には、これを組織する構成員の定数、任期等組織や運営に関する事項を協議する必要がございます。

3ページには、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が「地域審議会の取扱い」でございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

5ページは、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」でございます。

まず、現況欄をごらんいただきます。

議員の定数につきましては、地方自治法の改正により、法律で定数の上限を定め、定数については条例で定めるということになっております。現在の議員数は、高松市が40名、香川町が18名でございます。議会の議員の身分につきましては、合併の方式により異なっておりまして、新設合併の場合には、両市町の議員全員がその身分を失うことになり、編入合併の場合は、編入される市町、香川町の議員がその身分を失うことになりま

す。ただし、合併特例法では定数特例と在任特例の2つの特例措置がございます。

資料6ページの「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（参考）」をごらんいただきたいと存じます。

「議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併の方式によりその取り扱いが異なっておりまして、新設合併の場合には3パターン、編入合併の場合5つのパターンが考えられます。

まず、1の「新設合併の場合」について御説明をいたします。

自治法による「原則」の場合、図ではパターン1の でございます。

この場合には、合併前の両市町の議員はすべて身分を失い、合併後50日以内に新たな議員の設置選挙を行うということになります。この場合の議員定数は、自治法で定める定数の範囲内で条例で定めるということになります。

次に、右側のパターン1の の「定数特例」でございます。

この場合、自治法で定める定数、法定定数の2倍以内で議員定数を定め、合併後50日以内に設置選挙を行うこととなります。なお、この次の一般選挙の議員定数は、法定定数の範囲内で定める条例定数となります。

次に、パターン1の の「在任特例」でございます。

この場合、合併前の市町の議員全員が合併後2年以内の期間、引き続き在任をすることができます。

次に、2の編入合併の場合について御説明をいたします。

資料では、7ページをお開き願います。

まず、パターン2の でございます。

地方自治法による「原則」でございますが、地方自治法の規定により編入する市町、高松市の議員定数とするもので、自治法で定める定数の範囲内で条例を定め、その定数が増加した場合には増員選挙を行うこととなりますが、この際の議員の任期は編入する市町、高松市の議員の残任期間となります。

次に、パターン2の の「定数特例」でございますが、これは編入される香川町に選挙区を設け、人口に応じた定数を増加配分できる制度で、増員選挙を行うこととなります。この配分定数は、香川町の場合2.9人となりまして、四捨五入して3人となります。この場合、議員の任期は編入する高松市の議員の残任期間ということになります。また、パターン2の のように、これに続く一般選挙まで合わせて2回の定数特例を採用すること

もできます。

次に、パターン2の「在任特例」でございますが、これは香川町の議員全員が高松市の議員として在任をするものでございまして、在任期間は、定数特例と同様に高松市の議員の残任期間となります。また、パターン2のように、この在任特例に加えまして、定数特例を採用して、次の一般選挙で議員3人の選挙区を設定するということもできます。

5ページには、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が「議会議員の定数及び任期の取扱い」でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

8ページは、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」でございます。

まず、次のページ、9ページでございますが、9ページの農業委員会の定数及び任期についてという参考資料がございます。まず、その参考資料で概要を説明させていただきたいと存じます。9ページでございます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律におきまして、1つの自治体につき1つの農業委員会が原則でございますが、農業委員会に関する法律、あるいは合併特例法による特例措置として、2つ以上の農業委員会を置くこともできます。

次に、農業委員会の委員でございますが、新設合併の場合には、両市町の法人格が消滅するため、両市町の農業委員会の委員はその身分を失います。また、編入合併の場合には、編入する高松市の委員の身分は影響を受けませんが、編入される香川町の委員はその身分を失います。農業委員会の委員につきましては、その表に整理しておりますように、原則のほか特例措置がございます。

まず、1段目の「統合」の場合をごらんいただきます。

新設合併の場合、原則では合併関係市町村の委員はすべて失職いたしますため、新たに委員を選出することとなります。特例措置を適用いたしますと、選挙による委員のうち10人以上80人以内の範囲で定める数のものに限らして、合併の日から1年を超えない範囲の期間、在任をすることができます。

次に、編入合併の場合でございますが、原則では編入される香川町の委員はその身分を失います。特例措置では、香川町選挙による委員は40人を超えない範囲で編入する高松市の委員の残任期間、在任することができます。香川町選挙による委員は、12名で

ございますので、この枠内でございます。

次に、2段目の「旧市町単位で設置」する場合がございますが、この場合、編入される香川町を区域とする委員会を、従前の委員の任期の残任期間置くことができるというものでございます。この場合、委員の身分に変動はございません。

次に、3段目の「新たに2以上の区域を設置」する場合がございますが、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者について、10人以上80人以内の範囲で在任が可能となり、その任期は、合併後1年を超えない範囲で定めることとなっております。

なお、この協議は合併前に両市町の議会の議決を経る必要がございます。

8ページには、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきます。

10ページは、「地方税の取扱い」でございます。

現況欄にございますが、現在、両市町の地方税のうち、3の「固定資産税」と5の「たばこ税」、6の「特別土地保有税」につきましては、両市町ともに同一の税率でございますが、その他の税につきましては負担に差がございます。

ページの下の方に、合併特例法における地方税に関する特例の説明を記載しておりますが、特例では、合併後相互の間に地方税の著しい不均衡があるため、または承継した財産や負債の額について相互の間に著しい差異があるため、合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合は、合併の行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税をしないこと、または不均一課税をすることができる旨定められております。

先進地域10市の事例では、9市で不均一課税を行っておりまして、不均一課税の期間は、合併年度とするものが3市、合併年度プラス3年度が3市、合併年度プラス5年度が3市と各自治体によりましてその対応が異なっております。なお、先進地域の事例として周南市、呉市、福山市、3市の事例を紹介いたしております。

以上が「地方税の取扱い」でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

11ページは、「一般職の職員の身分の取扱い」でございます。

合併が行われた場合、法人格が消滅する市町の一般職の職員は失職をするということに

なります。すなわち、新設合併のときは両市町の、また編入合併の場合には編入される香川町の一般職の職員は、一たんその身分を失うこととなります。しかしながら、一般職の職員の身分は、地方公務員法の定めるところによりまして、一定の場合を除いて、その意に反して免職等されないこととなっておりますので、合併特例法では、両市町はその職員が引き続き合併後の市町の職員としての身分を保有するよう措置しなければならないこととしております。

あわせて職員の任免、給与、その他身分の取扱いに関しても、公正に取り扱わなければならないと定められております。ここでは、4市の事例を紹介いたしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が「一般職の職員の身分の取扱い」でございます。

続きまして、12ページをごらんいただきます。

12ページは、「建設計画」でございます。

ページの下の方の概要の欄をごらんいただきたいと存じます。

この建設計画は、住民が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。さまざまな財政支援も、この建設計画を基礎として講じられることとなります。例えば、合併特例債を財源とする事業については、この建設計画に記載されることが要件とされております。また、住民発議により設置された法定の合併協議会におきましては、その設置の日から6カ月以内にこの建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。

なお、総務省の「市町合併の協議の進展を踏まえた今後の指針」では、一つの目安といたしまして、住民意思の的確な反映、協議の効率的な進行に努め、協議会設置後1年程度をめどに合併に関する具体的な判断材料を取りまとめて、これを明らかにすることが望まれるとされております。

次に、13ページをお開き願います。

13ページの中ほど、枠組みの中をごらんいただきたいと存じます。

合併特例法では、建設計画の作成に当たりまして、次の3点に配慮することとされております。

まず、1点目は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することでございます。

2点目は、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ることござ

ざいます。

3点目は、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮をすることです。

次に、2の「建設計画に盛り込むべき事項」です。

建設計画の具体的な内容は、合併協議会において自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法の規定では建設計画に盛り込むべき事項として4点が例示されております。

1点目は、合併市町村の建設の基本方針です。

2点目は、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項です。

3点目は、公共的施設の統合整備に関する事項です。

4点目は、合併市町村の財政計画です。一般的には合併後おおむね5年から10年の期間で定めることが適当とされておりますが、計画策定に当たりましては、地方交付税、国、県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要があるものとされております。

恐れ入りますが、12ページにお戻りください。

12ページには、先進地域の事例といたしまして、宗像市、千曲市、新潟市、福山市、4市の事例を紹介いたしております。計画の趣旨、構成、期間については、4市とも大きな相違はございませんが、計画の区域において相違、違いがございます。新設合併の2市が新市全域を対象としているのに対しまして、編入合併の2市は、編入される町の区域を計画の対象といたしております。ここが相違点でございます。

以上が「合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について」の説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 (2)第2回会議における意見等の取扱いについて

議長（増田会長） 特段御意見ないようでございますので、次に(2)の「第2回会議における意見等の取扱いについて」事務局から説明いたさせます。

事務局次長 それでは、「第2回会議における意見等の取扱いについて」御説明をいたします。

前回の第2回会議で、御意見等がございました高松市・香川町の住民負担、行政サービスの現況調査、それと高松市・香川町の財政シミュレーション及び傍聴人アンケートでの意見の取扱い、3点につきましてその対応を御説明させていただきます。

先ほどの参考資料の続きの14ページをお開き願います。参考資料の方の14ページでございます。

まず、「高松市・香川町の住民負担、行政サービスの現況調査について」御説明をいたします。

先般の第2回会議におきまして、高松市と香川町の主要データ、公共施設の整備状況、決算の状況、交流人口の状況等について資料を提示し、御説明をいたしました。委員の皆様方から、もっと住民に身近な住民負担や行政サービスの状況を示してもらいたいという御要望がありまして、その対応につきまして、さきの幹事会で協議いたしましたので、御報告いたします。

まず、資料の2の「幹事会での検討」という項目をごらんいただきたいと存じます。

幹事会におきましては、住民負担、行政サービスの現況についての資料を作成する方法といたしまして、資料に記載しておりますように、(1)の1市5町による高松地域市町合併検討会の報告書の調査をもとに作成する方法、(2)の行政制度等の全庁的な正式の調査による方法、(3)の高松市・塩江町合併協議会で実施いたしました行政制度等の調査に基づき、住民に直接かかわる項目を選定して調査する方法の3つの方法について協議をいたしました。資料では、それぞれの方法のメリット、デメリットを記載いたしております。

まず、(1)の高松地域市町合併検討会の調査をもとに作成する方法でございます。

この検討会は、高松市、塩江町、香南町、直島町、綾上町、国分寺町の1市5町が参加をいたしまして、身近な住民負担や住民サービスの状況について、昨年の平成14年4月1日現在で整理したものでございます。

なお、香川町はこの検討会には参加しておりませんが、ある程度短期間で作成することは可能であるということでございますので、12月に開催する予定の次回の第4回会議には、できる限り直近の状態での資料の提出ができるものと考えております。しかしながら、この報告書は、住民に身近な住民サービスや住民負担という観点から、その時点で調査のしやすいものを中心に、適宜、部分的に抽出し整理したものでございまして、両市町の行政制度等の概要として必ずしも十分であると言えないというところがございます。



次に、(2)の行政制度の全庁的な正式な調査でございますが、この方法であれば正確な資料作成が可能となりますが、先般の第2回会議で御説明いたしましたとおり、項目の数が膨大となりまして、3ないし4カ月程度の調査期間が必要になるかと考えております。

なお、高松市・塩江町合併協議会の事例で申しますと、その項目数は約1,900項目にも及んでおります。さらに、詳細に分類すると、6,000を超える項目ということにもなります。

次に、(3)でございますが、(3)につきましては、(2)の高松市・塩江町合併協議会で調査中の行政制度等の調査の中から項目を選定し調査をするという方法でございます。正式な調査とほぼ同等の精度で資料の作成が可能となりますが、デメリットといたしましては、項目を選定するに当たって両市町の協議を要するという点と、正式な調査と同様の調査を行うことから、ある程度の期間が必要になるかと思われま。

このようなことを総合的に勘案いたしまして、委員の皆様の御要望に迅速に対応する方法ということで、項目内容に若干不十分な点はございますが、(1)の合併検討会の調査項目によるものがベターであるというふうに判断いたしまして、1の「概要」に記載しておりますとおり、高松地域市町合併検討会が平成14年11月に作成した報告書の資料、1市5町の住民負担、行政サービスの状況の、その項目について両市町において調査を実施し、次回の会議に提出することとしたものでございます。

なお、参考までに、その項目の一覧を次の15ページに記載をいたしております。

これは、1市5町の検討会での項目の一覧でございます。これらの項目について、両市町の現況を調査し、次回の会議に提出しようとするものでございます。

恐れ入りますが、戻りまして14ページの表の下側をごらんいただきたいと存じます。

14ページの下側に、印で記載いたしておりますが、この行政制度等の正式な現況調査でございますが、合併協議には不可欠なものでございますことから、前回の協議スケジュールでも申し上げましたとおり、(2)の正式な調査を今後行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと存じます。

以上が高松市・香川町の住民負担、行政サービスの現況調査でございます。

続きまして、前回の第2回会議で委員から要望のありました「高松市と香川町の財政シミュレーションについて」、その取り扱いを御説明いたします。

恐れ入ります。資料はございません。

前回、御意見がありました、県が作成したとされます財政シミュレーションでございますが、県に確認いたしましたところ、県としては、だんだんの町の要望に基づき市町が作成する場合の材料として、財政シミュレーションのソフトを提供したものでございまして、このソフトを使ってシミュレーションを作成するかどうかは、市町の判断であるということでございます。また、高松市のような財政規模の大きいところの推計としては、余り適しているとは言えないとの考えも示されております。

そこで、両市町に確認をいたしましたところ、この財政シミュレーションは、一部の財政指標を県の裁量により推計した上、経済成長率を初め、交付税や地方債、人件費、投資的経費等の増減見込みなど、各市町の独自の入力項目が設定されておりまして、その見込みの設定方法により結果が大きく変わるものであることから、両市町ともこの協議会の資料として提出することはできないとの意向が示されたものでございます。

なお、高松市では、中期財政収支見通しを作成し、平成15年度から19年度までの財政収支の状況を公表しておりますので、それを見てもらいたいとのことでもございました。

いずれにいたしましても、今後、策定することとなる建設計画におきましては、通常、合併後10年程度の財政計画を明らかにする必要があるございますので、この建設計画を作成していく中で、今後、国の進める三位一体改革の影響も考慮しながら、両市町と十分協議の上、財政計画を作成することとなります。

以上が「財政シミュレーションについて」でございます。

最後に、「傍聴人アンケートでの意見の取扱い」でございます。これも資料ございません。

第2回会議から、傍聴人を対象にアンケートを実施いたしておりますが、委員の皆様から、今後の合併協議をしていく上での参考とするため、アンケートに記入された意見などを知らせてほしい旨の発言がございましたことから、その御要望におこたえするため、記載されました意見等について、御本人の了解が得られたものについては、委員の皆様にお知らせをするほか、ホームページにも掲載しようとするものでございます。

その対応といたしましては、お配りいたしますアンケート用紙に「注意書き」といたしまして、アンケートの内容は原則として協議会委員に報告すること、並びに、そのうちの幾つかは合併協議会のホームページに掲載し、公開することになることを注意書きとして掲載するとともに、公開を希望しない方につきましては、公開を希望しないという欄にチェックをしていただくものでございます。

なお、協議会委員への報告と、ホームページへの掲載に当たりましては、個人情報に十分配慮して対応したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で「第2回会議における意見等の取扱いについて」の説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について御質問、御意見等ございましたら御発言願います。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚ですけども、前回のときに、県が作ったソフトに基づいた財政見通し、これについて、できれば出してほしいが、ということで要望したわけですが、先ほどの説明では、そのいわば資料的価値がないということではなかったかと思いません。

確かに、私もちょっと香川町の財政、試算、ソフトに織り込んだ場合どうなるかというのをちょっと見たんですけども、実情とはかなり違った面があります。税収の落ち込みの状況にいたしましても、それから経済の今後の動向にいたしましても、そういった指数が設定のしようがないと、また交付税にいたしましても、削られるものか、それとも財源移譲が近々に是正される計画があるのかどうか、こういったことは全く不明で、現在の県のソフトでそのまま計算するとすれば、一番わかりやすいのは、そういった指数を一切抜きに現況をもとにした、その現況のままで推移した場合どうなるかということで、数字を当てはめればすぐ出てくるわけで、それをすれば非常に今後の対応、必要な対応とかそういったことも非常にわかりやすいんでないかと、こう思うわけです。なぜそれが出せない……、その財政シミュレーションがそのままに、したがって将来発展していくんだ、あるいは行き詰まるんだということがそのまま解釈することはできないわけですが、比較検討をする上では非常にいい資料になるんでないかと考えるわけです。それがなぜ出さないのか、その点ちょっと再度お尋ねしておきたいと思えます。

議長（増田会長） はい、事務局からどうぞ。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、先ほど説明の中で触れたところでございますが、このシミュレーションについては、合併協議会事務局としては提出は困難な状況になっております。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、高松市及び香川町の財政当局に確認をいたしましたところ、この状況では出せないということでございますので、そのような説明になったわけでございます。

したがいまして、どうしても必要であるということであれば、それぞれの市町に要請をされて、ごらんをいただくということになるかと思しますので、その点よろしく願いを申し上げます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

鎌田委員 高松市の鎌田です。

言うてみてもしょうがないと思うし、採用されないと思うことをあえて推して言うんですけれども、次回に出していただけるという住民負担・行政サービスの現況調査、結果的には1市5町検討会の項目でやりますと書いて、この15ページにずらっと並んでるんですが、結局、これ現状で多分1市5町に共通したもんだけ拾い上げられたんだと思うけれども、全然ビジョンも将来図も何にも見えてこない、今やってる経常的なあれだけを、項目だけを何か比較するだけみたいで、合併によって描けるかもしれない将来図みたいなものは全然見えてこないなど。

ちょっと最初の議題にありました高松市・香川町合併協議会幹事会部会、3ページと4ページです、それをちょっと見ていただきたいんですが、ここに、高松市と香川町の両市町の部会に担当する部署の名前が書いてありますが、これ見ると、少なくとも高松市が今後、前回のあれで、高松市は香川町を今後の広域行政の中でどう位置づけるんだみたいな御質問は町の議員さんの方からあったと思うんですが、少なくともこれを見る限りは、高松市には何か方向性が少し見える、情報システム、国際交流、ボランティア、女性、それから福祉、母子、児童、次のページ行けば環境保全、リサイクル、クリーン事業、農林水産、公園緑地、上下水道、それから市民スポーツ、生涯学習、文化部、これですらちょっと不満なのは、いわゆる観光部門がどこにもないんですね。これからは、本当にもう香川県は、観光立県しかないと言われてるのに、これですら不満なのに、こん中から1市5町に共通するものとして出てる最後の15ページの状況項目一覧、少子・高齢化対策も女性の社会参画も、それから環境リサイクルも国際化も、それから今言いました観光の方針についても何ちゃなくって、本当に経常的なサービス部門の企画だけをなさろうというんじゃない、おもしろくもくそもねえなど……、大変失礼しました。

議長（増田会長） ただいまの意見について事務局から何かありますか。

事務局長 ただいまの御指摘でございますが、これから早急に行うこととしました1市5町の検討会の調査をもとにした比較でございますが、これにつきましては、説明の段階

でも申し上げましたように、必ずしもこの項目が適切であるということではない、不十分なところがあるかということでございますが、これまでの合併協議会での議論等を踏まえまして、できるだけ早く具体的な何かイメージできるものを出すということを選ぶ以上は、早急に対応できる必要がございます。

そのようなことから、幹事会で3つの方法を協議いたしました結果、不十分ではございますけれども、15ページに書いておりますような項目を、調査を既にやっておりますので、その調査を補充していくというか、時点を新たにしましたもので、再整理をさせていただいたものを提出するということにいたしましたところでございます。

なお、この項目に御指摘いただきましたような不十分であるという、こういう項目が入っておらないかということにつきまして、じゃ具体的にどの項目を入れるか、つけ加えるかどうかということにつきましては、またそれぞれ委員の御意見も、さまざまな御意見異なってくるものがあるかと思っておりますので、それをすべて判断していくということになりますと、全部の調査をするということになりますので、そのようなことも総合的に踏まえまして、これまでに明らかになっておるものを出していこうということでございますので、その点、格別の御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに何か御意見ございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 今、鎌田委員さんから指摘のあった点ですけれども、そのことにも関連するんですが、香川町には、例えばそういった観光なり、あるいは、その他いろんな細目の担当課すらないかと、これで比較検討のしようがあるのかということも含まれてるかと思うんです。実際には、やはり専門の担当課は配置してなくても、行政はそれなりに対応してる面はあるわけで、そういった細かいことを全部比較していくのは大変だろうと思います。

私は、15ページに出ている、こういった項目で、とりあえず早急に出していただくと、そして、それをもとにさらに不足の部分については、この点はどうするんかと、今後どうするんかということを含めて出していったらいいんじゃないかと思っております。

ただ、この15ページで、私は逆に欠落してる部分は、やはり、今、鎌田委員さんとも共通するわけですけれども、将来を展望するには、この中でも企画財政のその中の部分が重要になるわけですけれども、この出ている項目では、先ほどのとりあえず不正確であっ

ても、県のシミュレーションでどうかという提案をしたわけですけれども、もしそれを出さないとすれば、それにかわる財政状況の比較検討、その中で、今後どういった展望が開けるかということに結びついていく一番重要なところでないかと思うわけです。

それと、もう一つは、先ほどの協議事項についても、本来は発言もしたかったわけですが、あえてその他のところで触れさせてもらいますけれども、私も議長、副議長は、あるいは町長、助役は規約で決まって、そのまま充て職で出てきてるわけですけれども、香川町の場合、その他の委員さん、あるいは議員、議会の出身の私もは、議会の中で選出されて出てきています。それで、その結果、議会にも持ち帰って相談をしなければならぬというのが一つあります。もどかしいと思われるかも知れませんが、住民の意向をやはりこの協議会の中に反映させていくというのが、私どもの使命でないかと思う立場から、これは欠くことのできないことなんです。

それで、鎌田委員さんからは、かつて皆さんは反対の立場の人ばかりが出てきただからという御指摘を受けましたけれども、もし事実、もうそのことがすべてであれば、きょうのこの会合もあり得ないわけで、私どもは、やはり住民の代表という意識で来ています。私的な考え方も出すときもありますが、基本的には議会の中での相談をしながらということに今後なっていくかと思えます。

そういう場合に、私どもの使命としては、この協議会が、合併に対してその是非が、住民や持ち帰った議会で判断をしてもらえるような材料をそろえる場と、そういう観点で挑んでいます。ですから、鎌田さんや千葉さんからも言われた、その資料を出してほしいというのは私も同感ですけれども、立場の認識については、改めていただきたいというのが1点あります。そういう立場で、今後も臨んでいく所存ですので、どうぞよろしく願いしておきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかに何か。

はい、どうぞ。

井原委員 済みません。井原です。

過去2回、9月4日と10月23日の協議会、どうしても日程の調整がつかずに欠席せざるを得ませんでした。きょう初めて合併協議会に出させていただいたので、私なりの感想というか、要望をちょっとだけ申し上げておきたいと思えます。

基本的に、合併というのは、その住民が判断を間違わないようにして決めてほしい。合併してもいいし、しなくてもいいと僕は思ってます。ただ、その決断をするということ

と、その決断に当たっては、できるだけスピーディーに早くやらないと、もう取り返しがつかなくなるということがあります。だから両方、決断と早くやってほしいなという、そういうお願いです。

そのために何をやるかということですが、きょう、いろいろな合併の方式だとか制度です、新設合併がいいのか、編入合併がいいのか、これは私にとってはそれほど重要なことではない。むしろいろんな方法で、もっと大事なことが合併協議会には課せられてると。それは何かというと、先ほど事務局の方からる説明があったように、建設計画なんですよ。つまりどういう建設計画を描くのかということがすべてです。もう少しわかりやすく言うと、何ができるのか、あるいは何ができないのか、やろうとしても何ができないのか、そういうことなんであって、それで合併することはあくまでも手段であって、合併しなくたってできるのであれば、合併しなかったらええんですよ。だから、例えば高松市と香川町が一緒になってどういう建設計画を描くのかということがもうポイントなので、それを忘れないようにしてください。

それで、そのために一番大きなものは何かというと、財政の問題なんです。これ、もうちょっとわかりやすく言うと、住民負担と行政サービスです。だから、住民負担というのは国が補助金でも幾らでも出してくれたら、そんなの負担は軽くなって当たり前ですが、今もう国も非常に厳しくて、補助金の一律カットだとかそういう状況にありますから、不確定不確定な要素が当然あります。だから、特に両市町の財政当局の方、今の財政状況がどうでどこが苦しいのか、あるいは今後どういう見通しを持ってられるのかということの説明していただく方が、細かいいろんな情報を出していただけると……、僕は、それは百科事典見たって絶対覚えませんので、もうちょっと大まかなところ、それをぜひ出していただけたらありがたいと。

つまり、住民が行政からサービスを求めるときには当然コストがかかります。そのコストを負担する意思があるかないか、それが財政当局として出せるかどうかというときには、どうしても建設計画あるいはマスタープランとしての役割がある、あるいは財政支援の基礎になってるような建設計画がすべてですので、要するにどういう建設計画を描こうとしているのかということぜひ大事にしてほしいし、場合によっては描けないと思うんですよ、高松市と香川町だけでも。それは、なぜ描けないのかというと、こういう点で金がないとか、そういうもう経費ばかりが上がってくると、そういうところを説明してくれたらありがたいなという気がいたします。

だから、そういう点でシミュレーションとかというのは、これは実験なので、余り細かなことをいろいろ出されるよりも、今の財政状況がどうなってるのか、経常的経費と建設的経費ですね、建設的経費というのはものすごく減ってきてると思います。もうやりたくてもやれない、今までやってきたことが、もう現状維持ができないような状況になって、そういうことをわかりやすく地域住民の方にコンパクトにまとめて整理をしていただく、それがこの合併協議会の責務ではないだろうか。最終的に決めるのは、議会ですから、高松市議会あるいは香川町議会ですかね、そこでちゃんと決めていただけたら、そういう意味では、もう少し骨太な、枝よりも幹の議論をぜひしていただけたらありがたい。そういうことをちょっとお願いしておきたいなというふうに思ってます。

私は、どうも全国的にずっと見てるんですけど、特に四国のそれぞれの都市、高松についてもそうですし、やや元気がなくなってきた、これは非常に高松市だけの責任じゃないと思います。いろんな外的条件の変化等もあって、非常に厳しい状況です。だから、そこをちゃんと抑えていただいて、決してバラ色の夢を見るような時代じゃなくて、もっと厳しくなる、それでも我慢できますか、いいですかという状況を提供して、それで判断していただけたらいいと思います。

特に今回、合併特例法って細かいこと、こんなばかみみたいな、国が地方自治体のことを、がちゃがちゃがちゃがちゃやるというのが、いかに、いわゆる集権化が強いかということで、もうちょっと分権化して、地方のことは地方に任せようということであれば、柔軟性があっていいんですよ。だから、もう簡潔にシンプルなものほど、簡単なものでいいので、だから余り細かい情報を出さないようにしていただけた方がありがたいと思いますから。

合併特例法ということになると、当然、タイムリミットがありますから、先ほど私が申し上げましたスピーディーな情報提供をお出ししていただきたいと。議長の方から、内容は次回からということで、ぜひ次回のときに、そういう大きな問題提起をしていただけたらありがたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） どうもありがとうございました。

どうぞ。

田中委員 香川町の田中ですけども、先ほど鎌田委員さんの方から行政サービスの検討する中での幹事会部会の内容について、高松市はあるのに香川町にないではないかとい



う話がありました。その件について、大塚委員の方からもちょっと説明しましたけれども、この幹事会を構成する段階で、高松市は市の部を基本に部会をつくっております。それにあわせて、香川町が事務を担当しておる課をそれにあわせてここへ入れさせてもっております。

例えば、総務部会の中には香川町に該当するのは総務課と企画課ということで、ここへはめております。その中には、当然、情報システム担当の係もあります。ただ、高松市の場合には、また細かく分けております関係で、課長がこういうのを連ねておりますけれども、幹事会構成する段階では、高松市が担当する課長を細かく分けて入っとなれば、香川町は係長まで入れたいという希望もありましたけれども、一応、課長補佐までとめて部会に載せさせていただいておりますけれども、今言ったように、それぞれ担当する部署は、その課の中にあります。ただ、ここは事務分掌を、事務を担当する部署を載せておるんでなくて、担当する組織だけを載せておるということで、その香川町の課の中にはそういうすべてを、ただ卸売市場とか、競輪等は香川町にはありませんけれども、ほとんどありますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにありますか。

はい。

廣瀬委員 高松市の廣瀬です。

先ほどから、現況調査について種々御意見がありましたけれども、幹事会におきましては、この3案について協議をしたわけでございます。その中で、一つにはこの現況調査というものは、合併協議に不可欠な問題は申し上げるまでもないところでございます。最終的には、詳細な調査が必要であるという、幹事会で一致をいたしました。

高松市・塩江町合併協議会の事例でも、現況を調査して整理するために要する期間は、3、4カ月程度必要であるということから、可能な限り早く調査を開始する必要はございますが、当面この3案の中で、早く12月の会議で提案できるということについて、どうしたらいいかということ判断した結果、きょう事務局から提案をいたしました1案ということで、取りまとめたような状況になっておりますので、いろいろ協議する中では、項目の選定についても、高松市が、また香川町側から種々意見があると思うわけです。それを調整するには、相当な期間も要るであろうということから判断をしたような次第でございます。

以上です。

議長（増田会長） それじゃ、もうよろしゅうございますか、このあたりで。

はい。

大塚委員 済みません。先ほどの議案第9号のところ、うちの松浦議長の方から提起、項目、もう一項目加えてほしいがというふうな提起がされましたけれども、やはりそこで項目を起こすまで、もしなかったとしても、関連、1市10町の中での動向というのは、協議会の中で、それぞれの個別の状況が、中身がどうかとか、立ち入ったそうしたことではなくて、その協議の進捗の状況、程度、それについては、今後とも、やはりお互いに将来を目指すときに非常に重要な項目になってきますので、御報告をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（増田会長） わかりました。きょうは、非常に貴重な御意見たくさんいただきましたので、次回以降の協議の中で、幹事会等でも話しながら、事務局で十分に尊重して進めていかせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議次第5 （3）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、次に移らせていただきたいと存じます。

（3）の「高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について」事務局から説明願います。

事務局次長 それでは、会議資料17ページの（3）にございます合併協議会の会議の開催予定でございます。

そこに記載しておりますとおり、次回第4回会議につきましては、12月25日の木曜日、午後1時30分から香川町の農村環境改善センターで、続く第5回会議につきましては、来年の2月中旬ごろに高松市内で、それぞれ開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（増田会長） この件については特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 以上で本日の会議日程はすべて終了いたしました。この際、特に何か御発言がありましたら……。よろしゅうございますか。

大野委員 4号委員の香川町の大野ですが、先ほど井原先生から大所高所からの貴重な

御意見拝聴いたしました。ただ、その中で、第1回、2回、先生御不在でございましたが、その間の1回、2回の内容から申し上げますと、反省すべき点があるのではないかと、私自身思っております。

と申しますのは、本協議会を、討論会やディベートのようなものではないということ、私は前提にいたしております。合併は、本来、歴史や文化を考え、さらに地域住民の福祉や生活向上の利便性に基づいてなされるべきものが、御承知のような流れに、香川町の場合始まったわけでございます。それぞれの地域住民を代表して、どうすることが一番お互いによいことか、決定する場であり、委員は幹事会をリードし、幹事会は部会を駆使して、幹事会が上程されたものを審議するものと理解しております。

先ほど、ちょっと事務局が出された資料がおもしろくないというような御発言もございましたが、1回、2回においては、べき論とか筋論とかというような御発言もございました。やはりこの協議会の根本をなすものは、井原先生の言われました具体的なものにプラス相互信頼といえますか、これが大前提になると思います。さようなことで、議長さん、よろしく次回からの御審議をお願いして、私の発言を終わります。

議長（増田会長） ありがとうございます。十分に意を体してまいります。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたりまして大変熱心な御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・香川町合併協議会第3回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 3時54分 閉会

会議録署名委員

委員 菰刈将彦

委員 溝刈 敬